は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［１～14　略］

| | | |
|---|---|---|
| 15 | 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 | 令和七年度看護師国家試験 |
| 16 | ［略］ | |
| 17 | ［略］ | |
| 18 | ［略］ | |
| 19 | ［略］ | |
| 20 | ［略］ | |
| 21 | ［略］ | |
| 22 | ［略］ | |
| 23 | ［略］ | |
| 24 | ［略］ | |
| 25 | ［略］ | |
| 26 | ［略］ | |
| 27 | ［略］ | |
| 28 | 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 | 令和七年度介護福祉士試験 |
| 29 | 令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 | 令和七年度介護福祉士試験 |

［二～六　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**○法務省告示第九十一号**

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第一　目的<br>この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和四年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン | 第一　目的<br>この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和三年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン |

は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［１～14　同上］

| | | |
|---|---|---|
| 15 | ［号の細目を加える。］ | ［同上］ |
| 16 | ［同上］ | ［同上］ |
| 17 | ［同上］ | ［同上］ |
| 18 | ［同上］ | ［同上］ |
| 19 | ［同上］ | ［同上］ |
| 20 | ［同上］ | ［同上］ |
| 21 | ［同上］ | ［同上］ |
| 22 | ［同上］ | ［同上］ |
| 23 | ［同上］ | ［同上］ |
| 24 | ［同上］ | ［同上］ |
| 25 | ［同上］ | ［同上］ |
| 26 | ［同上］ | ［同上］ |
| | ［号の細目を加える。］ | ［号の細目を加える。］ |

［二～六　同上］